

第16日

令和6年6月28日（金）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第53号議案外2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第53号議案外2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第53号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

条例中に引用する番号利用法、通称マイナンバー法において、マイナンバーの情報連携が認められる事務を定めていた別表第2が削除され、併せて、新たに「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」の定義の追加が行われたことに対応します。

国において、新たにマイナンバーの利用及び情報連携を行う場合、従来はその都度、法改正の必要がありましたが、今回の法律等の一部改正により、当該事務を担当する省の省令に規定することで、情報連携を可能とすることとされ、速やかな事務の開始が図られます。

なお、本条例改正は、ただいま述べました法律等の一部改正に伴う規定の整備のみを行うもので、これによる市民生活への影響はありません。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第58号議案財産の取得についてです。

本件は、ピーポート甘木第3駐車場の土地所有者6人から土地を取得するに当たり、朝

倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

取得する土地の面積は5,669平方メートルで、取得価格は1億9,985万2,900円です。当該地は、平成3年から賃貸借により、ピーポート甘木の第3駐車場として利用されていますが、市役所本庁舎移転に伴い、継続的な駐車場台数の安定確保を目的とし取得するものです。

なお、取得した土地は、今後も継続して駐車場としての利用を予定されています。

審査に当たりましては、駐車場として利用中の当該地の地目が田となっていることに問題はないのかとの点についてただしました。

執行部によりますと、賃貸借契約を締結した平成3年に、当時の甘木市長と土地所有者とにより農地法第5条に基づく転用の許可申請を行い、同年その許可を受けており、駐車場として利用することについて法律上の問題はないとのことです。

本委員会としましては、移転後の市役所本庁舎への来庁者及びピーポート甘木への来場者用駐車場の安定確保に資する財産の取得であることを認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第60号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、新たに3棟を増築中の立石小学校校舎増築建築主体工事について、物価等の急激な変動により、請負契約額を変更する必要性が生じたことに伴い、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会に議決を求められているものです。

変更内容は、請負契約額8億1,125万円を8億3,011万5,000円に改めるものです。

本件は、令和5年9月定例会での議決を経て、梶原・柿原特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結していたものです。

その後の急激な物価変動を受け、福岡県において、公共工事の設計労務単価が増額改正されたことに準じ、市においても、朝倉市工事請負契約書第26条第6項に基づくインフレスライド対応を行うこととしたもので、今回の変更により、請負契約額は1,886万5,000円の増額となります。

本工事の工期は8月31日であり、本定例会中に、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について審議する必要があったことから、対応する増額分の補正予算を開会日に審査及び可決した後、本議案が追加上程されました。

審査に当たりましては、請負契約額の変更に至った具体的な経過をただしました。

執行部によりますと、国及び県の対応を受け、所要の処置を取る旨を市から工事請負業者に連絡し、業者からの請求に基づいて協議を行い、変更内容を確定したことのことであります。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第53号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第58号議案財産の取得についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第48号議案外5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇）

○環境民生常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第48号議案外5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告をいたします。

まず、第48号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）です。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、1点目に、個人住民税における定額減税です。

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円の減税を行うものです。対象者は、令和6年度個人住民税所得割が課税され、かつ合計所得金額が1,805万円以下の方です。

2点目は、固定資産税における土地の負担調整措置の延長です。

評価替えに伴う急激な税負担の増加を緩和するため、現行の負担調整措置等の仕組みを3年間延長するものです。

固定資産税は、課税標準額に税率を乗じて算出されますが、急激な税負担とならないよう、課税標準額を調整する措置です。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第49号議案専決処分について（朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）です。

本件は、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置を適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が適用される区域の産業振興を図るために行う、固定資産税の課税免除の適用期間を3年間延長するものです。

審査に当たりましては、市内でこの条例を適用した課税免除が行われているかについてただしましたところ、現在該当はないとのことでした。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第50号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）です。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和6年4月1日から施行

されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、1点目に、課税限度額の引上げです。

後期高齢者支援金等課税額の限度額を、現行22万円から改正後24万円に引き上げるものです。これにより、課税限度額の総額は、現行104万円から改正後106万円となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得の引上げです。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗ずる金額を、現行29万円から改正後29万5,000円に引き上げるものです。

また、2割軽減では、現行53万5,000円から改正後54万5,000円に引き上げます。

なお、施行日は令和6年4月1日です。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第54号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

現在、市内に該当する事業所はありません。

改正内容は、家庭的保育事業所等における職員配置の最低基準を見直すものです。

具体的には、満3歳以上満4歳未満の児童区分において、現行おおむね20人に1人ですが、改正後はおおむね15人に1人とするものです。

また、満4歳以上の児童区分においては、現行おおむね30人に1人ですが、改正後はおおむね25人に1人とするものです。

なお、経過措置として、当分の間は従前の基準によることができます。

審査に当たりましては、一般の保育所での対応についてただしました。

執行部によりますと、一般の保育所等については児童福祉施設に該当するため、福岡県が条例で基準を定めており、6月の福岡県議会において改正の審議が行われるとのことです。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第55号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、重度障害者医療費の支給対象となる特例施設を規定する条文が改正されたことにより、引用する法律の条項を変更するものです。

具体的には、第13条中「児童福祉施設のうち」を削除し、同法「第6条の2の2第3項」を「同条第2項」に改めるものです。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第56号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

主な改正内容について、1点目は、地域包括支援センター運営協議会の定義について、規定を引用している介護保険法施行規則の条項を改正するものです。

具体的には、第15条第1号中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改めるものです。

2点目は、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化です。

保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域包括支援センター運営協議会が認める場合、複数圏域の高齢者数を合算し、地域の実情に応じて配置することを可能とするものです。

なお、朝倉市の地域包括支援センターでは、現行の配置基準を満たしているとのことです。

審査に当たりましては、今回の条例改正の利点についてただしました。

執行部によりますと、有資格者の雇用が難しくなっており、今後一つの圏域において、有資格者の配置ができなくなった場合でも、別の圏域からカバーできるようになるということです。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第48号議案専決処分について（朝倉市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第49号議案専決処分について（朝倉市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第50号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第54号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第55号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案朝倉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び朝倉市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第57号議案外1件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 加藤正二君登壇）

○建設経済常任委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第57号議案外1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第57号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてです。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により、水道法施行規則の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものです。

具体的には、水道整備・管理行政が厚生労働大臣所管から国土交通大臣及び環境大臣所管となるため、条項中の語句「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

最後に、第59号議案市道路線の認定についてです。

木船3号線、延長60.1メートル、幅員6メートルから10.3メートル、木船4号線、延長19.8メートル、幅員6メートルから10.3メートルです。

当2路線は、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為による整備された道路施設として移譲を受けたため、市道の認定を行うものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、また、宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

○建設経済常任委員長（加藤正二君） 議長、私のほうから補足が。

○議長（小島清人君） 建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（加藤正二君） 第57号議案の詳細の説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決するものと決しました。以上です。

○議長（小島清人君） 改めまして、ほかになければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第57号議案朝倉市水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第59号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第52号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第52号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

意見書案第1号をお開きください。

次に、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（3）をお開きください。

本日、市長から議案20件が提出されました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第61号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員に上原実二を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第62号議案から第80号議案までの朝倉市農業委員会委員の任命につきましては、朝倉市農業委員会委員に内田英彦、鳥巢良彦、田中敏朗、林憲昭、師岡昭徳、星野洋子、江藤博文、大坪茂、森高繁美、田子森静男、大隅高博、山内一男、井上ながえ、樋口博幸、信國

マサシ、畑和徳、水上庸子、空閑正樹及び林新吾を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(梅田 功君) ただいまの提案理由の説明の中で、信國マサシと説明申し上げましたが、信國政吉の誤りであります。訂正をさせていただきます。

○議長(小島清人君) ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前10時42分休憩

---

午前10時43分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書(3)をお開きください。

お諮りいたします。第62号議案から第80号議案までの19件は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第62号議案から第80号議案までの19件を一括議題といたします。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第61号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第62号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてから第80号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてまでの19件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。第61号議案から第80号議案の20件については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案書（３）をお開きください。

それでは、第61号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第62号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてから第80号議案朝倉市農業委員会委員の任命についてまでの19件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第62号議案から第80号議案までの19件を一括して採決いたします。第62号議案から第80号議案までの19件は原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案から第80号議案までの19件は原案のとおり全て同意されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお開きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分閉会